

(別紙2)

平成三年八月環境庁告示第四十六号(土壤の汚染に係る環境基準について)の一部を改正する件 新旧対照条文
○平成三年八月環境庁告示第四十六号(土壤の汚染に係る環境基準について) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正			現行		
別表			別表		
項目	環境上の条件	測定方法	項目	環境上の条件	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
セレン	(略)	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	セレン	(略)	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	(略)	規格34.1に定める方法又は規格34.1○(注6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法	ふっ素	(略)	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	(略)	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法	ほう素	(略)	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
備考 (略)			備考 (略)		